

令和 7 年 3 月 1 0 日

健康部生活衛生課

江東区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

公衆浴場において使用する水の衛生管理に関しては、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」(平成 1 2 年 1 2 月 1 5 日付け生衛発第 1 8 1 1 号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添 1) に基づき、実施しているが、同指針の一部改正が令和 7 年 4 月 1 日に施行されることを踏まえ、本条例の一部を改正する。

2 改正の概要

入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準について、所定の規定整備を行う。(第 4 条関係)

- ・第 6 号の水質基準の「大腸菌群数」の表記を「大腸菌数」にする改正を行う。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

別 紙

江東区公衆浴場法施行条例 新旧対照表

現行	改正案
第 1 条～第 3 条 （略） （入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準） 第 4 条 法第 3 条第 2 項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(5) （略） (6) 浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準（ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。 ア・イ （略） ウ <u>大腸菌群数</u>は、1 ミリリットルにつき 1 個以下とすること。 エ （略） (7)～(41) （略） 2・3 （略） 第 5 条・第 6 条 （略）	第 1 条～第 3 条 （略） （入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準） 第 4 条 法第 3 条第 2 項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(5) （略） (6) 浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準（ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。 ア・イ （略） ウ <u>大腸菌数</u>は、1 ミリリットルにつき 1 個以下とすること。 エ （略） (7)～(41) （略） 2・3 （略） 第 5 条・第 6 条 （略） 附 則 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。